平成２４年（フ）第４４２号
愛知県安城市安城町小坂25番地７
債務者　牧　　五月
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月21日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４６２号
愛知県岡崎市東大友町字西浦80番地　コーポサンライズ202
債務者　山岸　美絵
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月21日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
熊本県球磨郡錦町大字西55番地６、前住所熊本県球磨郡多良木町大字多良木902番地４
債務者　上田　崇文（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後２時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第３５号
熊本県人吉市瓦屋町2271番地与内山団地１－１－１
債務者　成田やすよ
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後２時15分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第２１９号
北海道中川郡幕別町札内あかしや町47番地の41　道営住宅４―204
債務者　菅野　泰邦
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
北海道河東郡上士幌町字居辺東14線290番地
債務者　川口　典人
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
北海道帯広市西17条南５丁目66番地10
債務者　鈴木　英樹
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
北海道帯広市西17条南５丁目66番地10
債務者　鈴木由紀子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２４０号
北海道帯広市東１条南８丁目20番地２　東１条ハイツ411号室
債務者　辻田　雅代（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第４９１号
静岡県浜松市浜北区中瀬2758番地の２
債務者　太箸　直哉
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５０１号
静岡県浜松市北区根洗町1039番地の１　グリーンハイツ根洗310
債務者　森　　重敏
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第４５００号
大阪府高槻市萩谷月見台５番13号
破産者　有限会社ファイン・アース工業
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７号
和歌山県田辺市龍神村西140番地の１
破産者　龍神住宅株式会社
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第５４１号
広島県呉市焼山北３丁目25番４号
破産者　有限会社久保田アルミ工業
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３号
福岡県直方市古町６番９号
破産者　株式会社くぼた化粧品店
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第５６号
福岡県直方市大字上新入1736番地
破産者　丸正九鉄株式会社
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第７２号
最後の住所福岡県直方市大字上新入1766番地２
破産者　亡山岡正洛相続財産
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部